

消費者トラブル注意情報～令和6年3月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年3月19日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
商品一般 (大手通信会社をかたる架空請求など)	自動音声で、大手通信会社を名乗って、「未納料金があり法的対処を行います」という内容の電話がかかってきた。	架空請求と思われます。実在する事業者の名称をかたって電話をかけ、料金の請求のほか、氏名や生年月日等の個人情報聞き出す事例も見られます。電話やSMS等で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。 (参考)国民生活センター
健康食品 (定期購入のトラブルなど)	1回限りだと思いネットでサプリメントを購入した。2回目が届いたので解約したいと伝えたが断られた。	「初回無料」や「初回モニター価格」などと広告している商品は、定期購入が条件であることが多くあります。解約の連絡をしないまま一方的に送り返したり受取拒否をするとトラブルが複雑になることがあります。交渉がうまくいかないなどお困りの際は、お早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。 (参考)広島県消費者啓発情報サイト
携帯電話サービス (携帯電話の乗り換えのトラブルなど)	携帯電話が安く購入できて料金もお得になると言われ、新しいスマートフォンと回線の乗り換えの契約をした。その後利用明細を見ると、乗り換え前の契約の方が安く使えていた。解約することはできないだろうか。	乗り換えをする場合は、今までの携帯電話会社との違いをよく確認してから契約するようにしましょう。申込日より8日以内に申告すればキャンセルできる場合もありますが、適用条件がありますので、契約内容をよく確認しましょう。 (参考)国民生活センター

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・役務ごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談：(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト

[電子メール受付](#) ⇒



○お役立ち情報：X(旧 Twitter)



・「見守りねっと」メルマガ



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■新生活を始める時期、こんなトラブルに気を付けて！

○初めての一人暮らしでは、様々な契約を自分自身でする必要があり、中には高額な契約をすることもあります。
退去時の原状回復などの住宅の賃貸借トラブルや訪問販売、儲け話トラブル等に注意してください。

不安に思われることがあったら、消費者ホットライン(電話番号：188)または県やお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してください。

詳しくは、[こちらから](#) ⇒ [国民生活センターのホームページ](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課